



# 質保証のための学生参画 —イギリスの事例から—

2014年7月12日

日本比較教育学会第50回大会：名古屋大学

田中正弘（弘前大学）



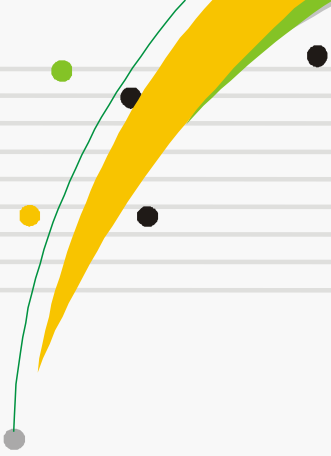
# 目次

- 本発表の目的
- 戦略2011-14
- 学生参画の在り方
- 学生参画の現状
- まとめ



# 目的

- イギリスの「高等教育質保証機構」(Quality Assurance Agency for Higher Education: QAA)は、自ら設定した戦略2011-14として、高等教育の質保証における「**学生参画**」(student engagement)の重要性を提唱するようになった。
- そこで、QAAが定義する学生参画の理念の概要、および質保証のための学生参画の主な取組について、分析してみたい。



# 戦略2011-14



# 戦略2011-14の目標

- 戦略2011-14の中で、QAA（QAA 2011a）は下記項目への努力を誓っている。
  - ①全学生が可能な限り最高の教育経験を得られるように努める。
  - ②大学が学生の期待を具体化し、その期待に応えられるように学生を支援する。
  - ③高等教育の水準と質を学生に明瞭に説明し、「パートナー」(partner)である彼らと、質保証の業務を協同して遂行する。
  - ④学生の見解や多様な要求に応え、彼らの利害を保護する。
- QAAは学生を質保証の業務パートナーと見なしている。

# パートナーという考え方

- パートナーという考え方は、QAAの公約である、「学生の権利」(The entitlements of students)に明記されている。
  - 学生は質保証における私達のパートナーである。彼らは自己の学習だけでなく、**大学のガバナンス・方針・活動の問題に関する専門家**でもある。私達は自らの仕事の全ての面において、(学生からの)専門的な意見の活用に努める(QAA 2011b)。
- この公約によると、学生は、大学の教育運営に専門的な意見を述べる、業務パートナーである。
  - 換言すると、学生は自らの教育経験を最大化させる**連帯責任を負っている**ということになる。

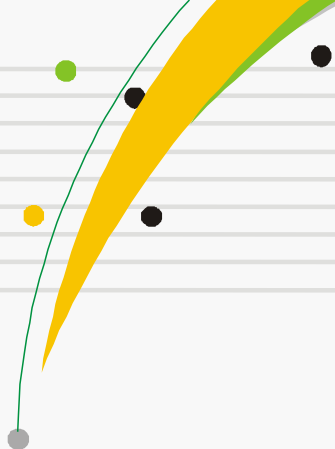
# 学生が担うべき質保証の業務(1)

- 学生が担うべき質保証の業務は、大きく分けて二つある。
- その一つは、QAAの外部評価団として大学評価に関わることである。
  - 2013年11月時点で、QAAの「学生評価者」(student reviewer)に登録している学生は、(イングランド、ウェールズ、北アイルランド担当で)82名いる。
  - QAAの説明では、「学生評価者は、学生を質保証のプロセスに巻き込むという、私達の目標の核となる要素の一つである」(QAA 2013)。

## 学生が担うべき質保証の業務(2)

- 学生が担うべき質保証のもう一つの業務は、所属機関の内部質保証に関わることである。
  - 具体的に、外部評価の受審機関に所属している学生が、①外部評価団に提出する学生報告書を作成、②外部評価団と面談、③大学内部の質保証組織の正式な一員として参加することなどが想定される。
- ③大学内部の質保証組織の正式な一員として、学生は、**どのような組織で、いかなる業務への参加**(つまり、学生参画の在り方)を期待されているのだろうか。





# 学生参画の在り方



# 学生参画の在り方

- QAA(2012a: 2)は、内部質保証への学生参画の在り方について、独自の見方を以下のように述べている。
- **学生の個人的・集团的意見は、彼らの教育経験の向上を目的とした、質保証制度に利用できる情報とすべきである。**質保証への学生の参加は、彼らの全ての教育経験の発展に正の影響を及ぼすことが出来る。

# 学生が提供できる情報

- 学生が提供できる（あるいは、彼らの行動として示される）情報は、下記の項目などを含む（QAA 2012a: 2-3）。
  - ①出願と入学の状況、②高等教育への適応、
  - ③プログラムの計画・提供・運営、④カリキュラムの内容、
  - ⑤教育方法、⑥学習機会、⑦学習環境、⑧学生支援・指導、
  - ⑨成績評価
- これらの項目には、学生の能動的な参画によって示される情報以外のものも多々含まれている。
  - つまり、IRなどで定量的に集められたデータ（学生の声）を教育改善に用いることも、広義の意味での学生参画といえる。

# 学生参画のモデル(1)

- QAAは学生参画の推奨モデルとして、「賢明な方法への指針」(Indicators of sound practice)を7つ提示している。
- 第一の指針は、「学生参画を定義する」(Defining student engagement)である。
  - 大学は学生団体との協力関係の下で、どのような学生でも教育の質の向上と保証に**参画できる機会(学生参画)の範囲を定義し、その機会を促進すべきである**(QAA 2012a: 4)。
- 学生参画の範囲には、例えば、新しいカリキュラムの編成、プログラムの認可、教育プログラムの定期的レビューなどへの学生の関与が考えられる。

## 学生参画のモデル(2)

- 第二の指針は「環境」(The environment)で、「大学は学生と教職員が学習経験の実証的な向上を目的とした**議論に参画する環境を構築**し、その環境を保持していくべきだ」(QAA 2012a: 6)と、提案している。
- 言い換えれば、学生と教職員が定期的に意見を交換する環境を作り、教育の質の向上のための**責任を共有する**重要性が唱えられているのである。
  - QAAと同様に、大学も、自らの学生を弟子や顧客ではなく、業務パートナーと見なすべきだと提案されていることになる。



## 学生参画のモデル(3)

- 第三の指針は、「代表の仕組み」(Representational structures)である。
- その仕組みとは、「蓄積された**学生の声を効果的に代表させる取り決めが全ての組織レベルで存在し、それらの取り決めが全ての学生の意見集約の機会となっている**」(QAA 2012a: 7)ことを表している。

## 学生参画のモデル(4)

- 第四の指針には、「訓練と継続的な支援」(Training and ongoing support)という表題が付された。
- 「学生代表と教職員が教育の質の向上と保証を効果的に実施する**役割を担うのに必要な知識や技能を身に付ける**ために、訓練と継続的な支援を受けられることを、大学は保証すべきである」(QAA 2012a: 8)。
  - その上で、それらの研修制度の有効性を点検する重要性も指摘されている。

# 学生参画のモデル(5)

- 第五の指針は「情報を与えられた対話」(Informed conversations)で、「学生と教職員は相互の情報共有の下、**証拠に基づいた議論**に加わるべきである」(QAA 2012a: 9-10)と書かれている。
  - なお、共有すべき情報として、下記の項目が例示されている。
    - 学内・学外の学生アンケートの結果や、その他の調査(National Student Survey, Postgraduate Taught Experience Survey, Postgraduate Research Experience Survey and iBarometer)のフィードバック
    - 科目やプログラムごとの学生パフォーマンスの分析結果
    - 専門職業団体のアクレディテーションの報告書
    - 就職活動の状況
    - 学生の学習経験を向上させるための大学の実績報告書



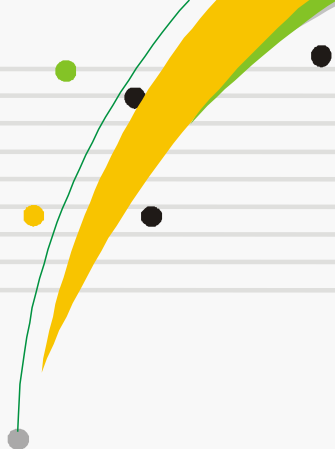


## 学生参画のモデル(6)

- 第六の指針である「学生の貢献を評価する」(Valuing the student contribution)によると、「学生と教職員は、学生の学習経験の強化と、これらの成功をもたらした学生の努力を広く喧伝し、かつ協同で表彰すべきである」(QAA 2012a: 11)。
  - 表彰制度は、参画する学生のモチベーションを引き上げる上で重要なことだろう。

# 学生参画のモデル(7)

- 最後の指針は、「監査，批評および継続的な改善」(Monitoring, review and continuous improvement)である。
- 「**学生参画の効果は**，核となるパフォーマンスの定型指標を用いて，少なくとも**毎年度監査・批評されるべき**である。そして，その政策とプロセスは必要に応じて強化されなければならない」(QAA 2012a: 11)。
  - 監査・批評の結果報告書は，QAAの外部評価を受審する際に，評価団に提出されることになる。



# 学生参画の現状



# 学生参画の現状分析

- QAAは、2009年9月から2011年7月までに自ら行った機関監査の結果を基に、イギリスにおける学生参画の現状を分析した(QAA 2012b: 3)。
- この期間に監査を受審した機関は伝統的な研究大学から新設大学まで多様な59校であったが、ほぼ全ての大学において、教育の質の保証や向上に、何らかの形で学生が関与していたことが確認された。
  - ただし、当時の監査は学生参画が評価項目に含まれていなかったため、大学が報告しなかった優れた取組が残されている可能性に注意したい。

# 学生団体との関係構築

- QAAの報告書(2012b: 5-6)によると, 数多くの大学が**学生団体との良好な関係構築**に努力している。
  - バッキンガムシャー・ニュー・ユニバーシティは, 「学生自治体を, 学生の教育経験の全ての面を監視・改善する上での, 中核的なパートナーと見ている」。
  - ロンドン・サウスバンク大学では, 「学生自治会との協同関係の下で, SD部門の教職員が(授業改善などの)革新的プロジェクトを展開している」。さらに, 委員会などへの学生参加による教育改善を支援する, 「学生代表・民主化調整役」(Representation and Democracy Coordinator)のポストも新設した。
    - ・ 同様のポストは, リバプール・ジョン・ムーア大学にも設けられた。

# 定例協議会の設置

- 学生自治会と大学執行部が意見を交換する**定例協議会の設置**も、ダービー大学、ニューカッスル大学、ノッティンガム大学、ティーズサイド大学などで行われた。
- グロスターシャー大学では、学務理事が座長を務め、学生自治会長が副座長を務める、公式な組織である「学生委員会」(Student Affairs Committee)を設立している(QAA 2012b: 6)。

# 意思決定機関への学生参画

- 機関監査の対象となった59校の大多数は、教務に関する最上位の意思決定機関である、「評議員会」(Senate)や「学術委員会」(Academic Board)などへの、**学生代表の参加を(投票権を持つ)正規メンバーとして公認している。**
  - ロンドン・メトロポリタン大学とユニバーシティ・カレッジ・バーミンガムでは、教務に関わる全ての審議委員会に学生が参加した。
  - ノーサンブリア大学の学生は、「教育改革について(教職員から)相談されたことや業務の主な会議で学生を代表していた」ことに満足感を覚えたと回答している(QAA 2012b: 7-8)。
    - なお、経営の最高意思決定機関は「役員会」(Council)である。

# 学生参画の問題点

- QAAの報告書(2012b: 8-9)は学生参画に関する問題点も指摘している。
  - コートールド美術研究院で、「学生自治委員会の**代表者一人に質保証を過度に依存**する」構造が見つかった。
  - インペリアル・カレッジ・ロンドンは、「ある**重要な会議への学生参画の欠如**」を、QAAの外部評価団に改善すべき点として指摘されていた。
  - QAAの外部評価団に提出されたロンドン・サウスバンク大学の学生報告書には、「学生の声の質を高めるために、学生自治会と大学が、より密接に業務を遂行すべきである」という記載がある。



# 教育プログラムの認可や監査

- QAAの報告書(2012b: 14-15)は、**新規教育プログラムの認可**や、**既存プログラムの監査**における、学生の参加にも言及している。
  - バッキンガムシャー・ニュー・ユニバーシティでは、「学生代表は教育プログラムのハンドブックの内容に対して批評する役割」を担っている。
  - ロンドン・スクール・オブ・エコノミクスでも、「教職員・学生連絡委員会へのコンサルティングを学生代表が担当」している。
  - ただし、ヘイスロップ・カレッジなどのように、「学生代表がモニタリング報告書の執筆・検討にどのように関与すべきかについて、詳細が明確になっていない」機関も存在した。



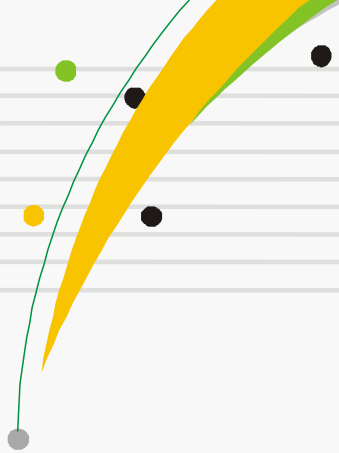
# 学外試験委員報告書

- 学生と教職員が学外試験委員報告書の勧告内容を共有することも、教育の質の保証・向上の観点から重要である。
  - バーミンガム・シティ大学では、「学生代表と一緒に、学外試験委員の報告書を議論する」制度が確立されている。
  - ノーサンブリア大学も、「学外試験委員報告書の勧告への対応を学生代表と教職員で協議する制度」を整えている。
  - オックスフォード・ブルックス大学では、オンラインで、学生と教職員が学外試験委員報告書への対応をそれぞれ書き込めるようになっている(QAA 2012b: 15)。



# 学生調査の活用

- 既に論じたように、「**全国学生調査**」(National Student Survey: NSS)などの**活用**も学生参画の重要な取組である。
  - ダービー大学は、教務に関する主な委員会や学部・学科会議でNSSの結果を分析している。
  - バークベック・カレッジでも、特にNSSで明らかになった問題点への対応が学部・学科会議で論じられている。
  - キングス・カレッジ・ロンドンは、NSSの結果への対応を担う専門ワーキンググループを設置している。
    - 加えて、大学院レベルの全国学生調査(Postgraduate Taught Experience Surveysなど)を用いている機関も、多数存在した(QAA 2012b: 16-17)。



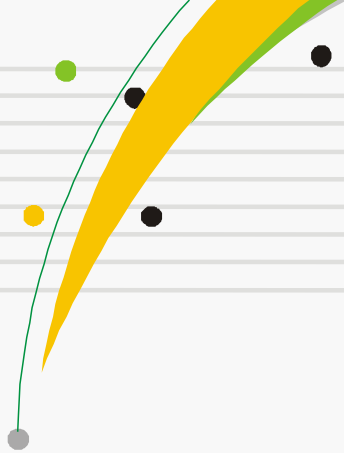
# まとめ

# まとめ(1)

- イギリスにおける**質保証への学生参画**は、その必要性がQAA戦略2011-14で明言されるより前に、数多くの大学で**自主的に発展しつつある取組であった**。
- ところが、その後、QAAの評価項目に組み入れられると、質保証への学生参画は大学の自主的な取組から、**必ず果たすべき義務**となったのである。
- この変容が学生参画の形式化につながらないことを切に願いたい。

## まとめ(2)

- 形式化につながらない希望はある。その一つは、QAAが、学生参画の制度発展のために、多様な取組に励んでいることである。
  - QAAの評議会と会合する組織として、「学生意向評議会」(Student Sounding Board)を設置した。
  - 学生評価委員(82名の学生)の訓練を本格的に開始した。
  - 学生代表をQAAの評議会理事に任命した。
  - 質保証に関する学生イベントを定期的を開催するようになった。
  - 質保証の情報を学生が理解しやすいように平易なものに改める作業に着手した。
- したがって、イギリスの学生参画の動向を注意深く見守ることは、我が国にとって、有意な示唆を与えると思われる。



ご清聴ありがとうございました。



# 参考文献

Quality Assurance Agency for Higher Education (2011a) Strategy 2011–14 (<http://www.qaa.ac.uk/AboutUs/strategy11-14/Pages/default.aspx>).

Quality Assurance Agency for Higher Education (2011b) Our commitments (<http://www.qaa.ac.uk/AboutUs/strategy11-14/Pages/commitments.aspx>).

Quality Assurance Agency for Higher Education (2012a) UK Quality Code for Higher Education, Part B: Assuring and Enhancing Academic Quality, Chapter B5: Student Engagement.

Quality Assurance Agency for Higher Education (2012b) Outcomes from Institutional Audit: 2009–11, Student engagement, Third series.

Quality Assurance Agency for Higher Education (2013) QAA's student reviewers (<http://www.qaa.ac.uk/Partners/students/reviews/Pages/Student-reviewers.aspx>).